

国民健康保険税の軽減・減免について

国保税の軽減・減免制度を受けるためには、所得の申告や手続きが必要です。

保険年金課 ☎66・1172

所得0円でも「所得がなかったことの申告」が必要です！

前年の所得が少ない世帯は、「均等割」「平等割」が最大7割軽減されます

軽減割合	軽減要件となる所得(円以下)
7割	33万
5割	33万 + 24.5万 × 人数 ^{※1}
2割	33万 + 45万 × 人数 ^{※1}

※1 人数とは、被保険者数に特定同一世帯所属者^{※2}を足したもの

※2 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険への加入により国保資格を喪失した方で、継続して同じ世帯にいる方

所得申告は、世帯主・被保険者・特定同一世帯所属者^{※2}の全員が必要

◆前年の所得がない一人世帯の場合、年間約53,800円減額されます。

会社都合で離職された方

- ・ 離職日が平成22年3月31日以降の方
- ・ 離職時の年齢が65歳未満の方
- ・ 雇用保険受給資格者証に記載の離職理由番号が表のいずれかに該当している方

	離職理由番号
特定受給資格者	11・12・21・22・31・32
特定理由離職者	22・33・34

雇用保険受給資格者証を持参して手続きが必要

◆前年の給与所得が300万円の場合、年間約184,800円減額されます。

特定の理由により所得が激減した方

今年と前年の総所得金額がいずれも300万円以下であり、今年の総所得金額が前年に比べ3割以上減少する見込みの世帯で、生計の中心者が①～④のいずれかに該当する場合

- ① 継続して6カ月(入院は3カ月)以上の長期療養
- ② 失業(会社都合)
- ③ 事業の休廃止
- ④ 災害により死亡

申請に必要な書類は、保険年金課へお問い合わせください。

この他にも市の条例で定めた保険税や医療費の減免制度があります。国民健康保険には、保険税や医療費の支払いが困難な人のための制度があります。納付が滞ってしまう前に一度相談してください。

国保税は、納期限までに納めましょう

生ごみ処理機をお使いの方の 声

環境清掃課 ☎57・4100

ぼかし容器



バケツ型の密閉容器で、微生物の力で生ごみを発酵する

形原町Mさん

4人家族の約1週間分で容器いっぱいになります。2～3週間発酵させ、畑の土に埋めておくと、よい土になります。発酵して出た液は、薄めて液肥として使っています。燃やすごみは大幅に減りました。

コンポスト



土の上に直接置いて、地中の微生物の力で生ごみを分解する

坂本町Hさん

ときどき土・酵母を加えながら、半年間、生ごみを投入し、その後半年間で熟成したあと、畑の土に戻します。硬いもの以外は、どんどん投入しています。

生ごみ処理機



かくはんしながら加熱し、生ごみを乾燥・減少させる

西浦町Mさん

毎日寝る前にスイッチを入れて使っています。魚のアラや肉なども処理できるので助かります。処理機を使うようになってから、生ごみをごみ袋にいられたことが一度もないんですよ。臭いが少し気になるので、縁側で使っています。

水分の多い生ごみを減らすことは、ごみの減量に効果絶大です！市が購入費の一部を補助しています。